



# 島根県報

平成28年12月27日（火）

第2,865号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
家畜伝染病の患畜の発生の届出	(畜 産 課)	2
換地処分	(農 村 整 備 課)	2
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(審 査 指 導 課)	2

### 【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	(市 町 村 課)	3
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	4
基本測量の終了	(技 術 管 理 課)	6

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における核医学ガンマカメラ調達及びメンテナンス業務に係る 一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	7
島根県立中央病院における患者用ベッド調達に係る一般競争入札の落札者等	(        )	7
柔道畳の調達に係る一般競争入札の落札者等	(保 健 体 育 課)	8

**告 示****島根県告示第747号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
小川在宅診療所	松江市西川津町4248番地 プラテイク・リップ102号室	平成28年12月1日

**島根県告示第748号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所 又は区域	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	飯石郡飯南町	平成28年12月15日	ホルスタイン 県外導入牛

**島根県告示第749号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年12月15日付けで県営土地改良事業に係る益田地区山折工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第750号**

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所
平成28年12月6日	918	出雲市斐川町直江5030 全国農業協同組合連合会島根事務所 事務所長 永井 博	出雲市斐川町直江5030 全国農業協同組合連合会島根事務所

**公 告**

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	364
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	8,163
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	3,518
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	633
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による職業訓練指導員の免許の申請等又は技能検定の合格証書の再交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務	2
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	16
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	11
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の規定による特別給付金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	5
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	130
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	1
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	4
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	199
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	15
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	2
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	30

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	23
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	39
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	339
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	3

## 2 都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	141

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で117,021トン（平成26年）、生産額で210億6,300万円（平成26年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技

術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあい	平成28年1月から同年12月まで	43,000
2	まいわし	平成28年1月から同年12月まで	94,000
3	まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	26,000
4	するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあい	平成29年1月から同年12月まで	37,000
2	まいわし	平成29年1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	
4	するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	
5	ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月まで	

注 まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成28年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあい	中型まき網漁業	41,000
2	まいわし	中型まき網漁業	93,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	25,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成29年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	35,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

##### 【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成28年10月23日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

基本測量（基準点改測）

#### 2 作業期間

平成28年10月11日から同月23日まで

3 作業地域

隠岐郡海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年12月27日

島根県立中央病院 病院長 菊池 清

1 件名及び数量

核医学ガンマカメラ調達及びメンテナンス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成28年10月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社山陰支店 支店長 木本朋哉 松江市朝日町484番地16

5 落札金額

(1) 調達 97,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) メンテナンス 22,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成28年9月13日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年12月27日

島根県立中央病院 病院長 菊池 清

1 件名及び数量

患者用ベッド 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成28年11月28日

- 
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
小西医療器株式会社出雲営業所 所長 佐藤晋一 出雲市塩冶有原町五丁目59番地
  - 5 落札金額  
127,440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例公告を行った日  
平成28年10月14日
- 

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年12月27日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

- 1 物品等の名称及び数量  
柔道畳 996枚
  - 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁保健体育課 島根県松江市殿町1番地
  - 3 落札者を決定した日  
平成28年5月31日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社セントラルスポーツ 代表取締役 浅津博行 島根県出雲市今市町北本町一丁目1番地3
  - 5 落札金額  
38,448,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例公告を行った日  
平成28年4月1日
-